

青少年指導員を委嘱

次の2名の方を、青少年指導員として委嘱しました。

青少年指導員は、子どもたちが明るく伸びやかに育つことを願い、さまざまな活動をしています。

任期は平成24年3月31日までです。

▼青少年指導員(順不同敬称略)

- 二宮 幸男
- 上野 広子

◎問い合わせ 生涯学習課

☎内線329



私立高等学校等

就学支援補助金を支給

経済的理由により私立高等学校等への就学が困難な方、また就学の継続が困難な方に対して就学を奨励する補助金を支給します。

▼支給要件

- ・生徒と保護者が共に町内に住所を有する方(住民基本台帳または町外国人登録原票に登録されている方)

・県内の私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校

高等課程に在学していること
・学資の支弁が困難と認められる方 など

▼支給額

授業料への補助金
最高年額 60,000円

※その他詳細は、町ホームページや本庁舎等で配布しているパンフレット等をご覧ください。

◎問い合わせ 子ども育成課

☎内線328

子ども手当 現況届は不要 引き続き支給されます



子ども手当は、平成23年4月から9月までの6か月間、引き続き支給されます。すでに受給していて、子ども数に変更のない方は手続きの必要はありません。

◎支給金額

子ども一人につき月額13,000円

◎支給対象となる子ども

0歳から中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)

◎支給月

- ・平成23年6月
- ・平成23年2月分(5月分)
- ・平成23年10月
- ・平成23年6月分(9月分)

平成23年6月の現況届は不要です。

※ただし、10月に届出・申請などが必要になることがあります。

▼次の方は、申請手続きが必要です。

- ・出生などにより、新たに養育する子どもができた方
- ・すでに受給していて出生などにより養育する子どもが増えた方
- ・他の市町村から転入された方

▼届出先

子育て支援室(公務員の方は勤務先になります)

◎問い合わせ

子育て支援室
☎内線305

私立幼稚園保育料等を一部補助します

町内に住所を有する方で、私立幼稚園に就園している園児のいる世帯の所得状況に応じて保育料等の一部を補助します。申込みは、就園している幼稚園で行ってください。

また、近隣の私立幼稚園には、すでに案内をお送りしています。が、申込書が手に入らない場合は、担当課までお問い合わせください。

◎問い合わせ

子育て支援室 ☎内線317

「子どもの人権110番」

強化週間

6月27日から7月3日まで

いじめや体罰、不登校や子どもの虐待など、子どもに関する人権問題について、通常の相談時間を延長して法務局職員と人権擁護委員が電話相談を受け付けます。

▼相談電話番号

☎0120(007)110

※IP電話からは接続できません。

◎問い合わせ

費用は無料で、秘密は守られます。ひとりでも悩まずにぜひお気軽にご相談ください。

▼とき 6月27日(月)～7月3日(日) 午前8時30分～

・横浜地方法務局人権擁護課
☎045(641)7926
・町民課 ☎内線237